

2013年8月21日 全3頁

# 利付債の経過利子の計算方法の改正

## 利払日が平成28年1月1日以後となる経過利子から順次改正

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後、公社債税制が抜本改正される。個人においては、平成28年1月1日以後、公社債の譲渡損益が申告分離課税の対象となる。法人においては、平成28年1月1日以後の利払いから、源泉徴収不適用や所得税額控除の規定が改正される。
- これに伴い、利付債の譲渡の際に受け渡しする経過利子の計算方法の慣行が改正される。
- 現在は、経過利子の受け渡しの際、課税玉の売買の際には、経過利子から源泉税相当額（税率20.315%分）を控除して受け渡しされる一方、非課税玉の売買の際には、経過利子の全額を受け渡ししている。
- 改正後は、すべて現在の非課税玉の売買と同様に、源泉税相当額の控除を行わずに、経過利子の全額を受け渡しするようになる。
- この取引慣行の改正は、利払日が平成28年1月1日以後となる経過利子から適用される（平成28年1月1日以後の譲渡から、ではない）。このため、特に平成27年中の利付債の譲渡については、経過利子の受け渡しの際、源泉税相当額の控除を行う銘柄と、行わない銘柄が混在する点に注意が必要である。

個人投資家の公社債税制についての詳細は、下記レポートを参照。

拙稿「公社債税制の抜本改正（個人投資家編）〈訂正版〉」（2013年6月3日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130603\\_007262.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130603_007262.html)

法人投資家の公社債税制についての詳細は、下記レポートを参照。

拙稿「公社債税制の抜本改正（法人投資家編）」（2013年7月25日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130725\\_007527.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130725_007527.html)

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日以後、公社債税制が抜本改正される。個人においては、平成 28 年 1 月 1 日以後、公社債の譲渡損益が申告分離課税の対象となるなどの改正が行われる。法人においては、平成 28 年 1 月 1 日以後の利払いから、源泉徴収不適用や所得税額控除の規定などが改正される。

これに伴い、「課税玉」と「非課税玉」の分断が解消され、国内債券（円建外債を含む）の譲渡の際に受け渡す経過利子の計算方法も改正される<sup>1</sup>。

「課税玉」は、利子の計算期間中に個人または「源泉徴収ありの法人」<sup>2</sup>に保有されたことがある、または保有されている利付債であり、「非課税玉」は「源泉徴収なしの法人」<sup>3</sup>に保有されている利付債である。

現在は、「課税玉」か「非課税玉」かにより、経過利子の受け渡し金額の算式が異なる<sup>4</sup>。「課税玉」の場合は、源泉税相当額が控除されるが、「非課税玉」の場合は、源泉税相当額の控除は行われない。改正後は、すべての利付債について、現在の非課税玉と同様に、源泉税相当額の控除を行わずに、経過利子の全額を受け渡しするようになる（課税玉・非課税玉の区別は行われなくなる）。

図表 1 固定利付債の経過利子の受け渡し金額の算式（店頭取引）

	現在	改正後
課税玉	$100円 \times 年利率 \times (1 - 源泉徴収税率) \times \frac{経過日数}{365} = A$ $A \times \frac{売買額面総額}{100円} = B$	$100円 \times 年利率 \times \frac{経過日数}{365} = A$ $A \times \frac{売買額面総額}{100円} = B$
非課税玉	$100円 \times 年利率 \times \frac{経過日数}{365} = A$ $A \times \frac{売買額面総額}{100円} = B$	<p>（課税玉・非課税玉の区別は行われない）</p>

A…額面 100 円あたりの経過利子（円未満下 7 桁まで算出し、下 8 桁以下は切り捨て）

B…売買額面総額の経過利子（1 円未満は切り捨て）、源泉徴収税率…20.315%

（注）円建外債について現地での源泉徴収がある場合、現在は現地での源泉税相当額も含め経過利子から控除しているが、改正後は国内・現地の源泉税相当額ともに控除が行われなくなる。また、日数の計算方法が上記算式と異なる場合（例えば、LIBOR 連動の変動利付債の場合、1 ヶ月を 30 日として計算する等）がある。

（出所）日証協通知をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>1</sup> 世銀債等については現在も源泉税相当額の控除が行われていないため、改正による影響はない。

<sup>2</sup> 詳細は、拙稿「公社債税制の抜本改正（法人投資家編）」（2013 年 7 月 25 日）を参照。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130725\\_007527.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130725_007527.html)

<sup>3</sup> 同上。

<sup>4</sup> 取引所取引においては、東京証券取引所等の規定により、経過利子の算式が定められている。店頭取引においては証券会社等の各社が経過利子の算式を定めることとされているが、円滑な取引の実施がなされるよう、日本証券業協会が取りまとめた通知によること取引慣行となっている。日本証券業協会は「金融所得課税の一体化（公社債等の課税方式の見直し）に伴う国内債券の店頭売買における経過利子の取扱いについて」（平成 25 年 8 月 14 日）を会員の証券会社等の各社に通知しており、本レポートではこの通知（以後、日証協通知）をもとに解説している。なお、東京証券取引所等も、経過利子の算式を店頭取引と同様に源泉税相当額を控除しないよう規定を改正する予定である。

